

アナログ規制の点検・見直し方針

令和 8 年 6 月

橋本市

目次

- 1 はじめに P 2
- 2 点検・見直しの目的 P 3
- 3 点検・見直しの推進体制 P 4
- 4 点検・見直しの対象範囲 P 5
- 5 点検・確認の進め方 P 7
- 6 進行管理 P 9

1.はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活のあり方が大きく変化している。例えば、スマートフォン等の個人の端末を通じて大容量の情報を高速で通信することが容易になり、また IoT 技術や AI 技術によって大量のデータ収集・解析が可能となるなど、デジタル技術の普及による生活の変化は、目に見えて進んでいる。

一方、少子高齢化による労働人口の減少により、あらゆる場面で人手不足が見込まれ、今後は、社会全体のデジタル化をさらに推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠である。

この状況を踏まえ、国においては、デジタル化を真の意味で達成し、社会全体を豊かにしていくために、デジタル改革・規制改革・行政改革の共通指針として、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則(以下、「デジタル原則」という。)を提示するとともに、このデジタル原則に基づいた、国の法令等に基づく全ての規制についてデジタル原則への適合性の確認・検証を行い、制度面の見直しを推進している。

他方で、住民の暮らしに密接に関連する行政サービスの多くを提供する地方公共団体においても、規制や手続の見直しをはじめとする自らの「構造改革」に取り組むことが求められている。

本市では、条例等(条例・規則・規定・訓令・要綱・要領・告示)によるアナログ規制について、国による見直しの動きに合わせて見直しを進めることが重要であるとの認識から、条例及び規則等のアナログ規制の点検・見直しを進めていくものとしたところである。

これらの状況を踏まえ、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

2.点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく市独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則（以下「デジタル原則」という。）」への適合性を点検し、規制の見直しに取り組み、市全体のデジタル化を推進することを目的とする。

市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、行政コストの削減が期待されるほか、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足に悩む現場の問題解消・生産性向上が果たされるとともに、市の業務でも効率化とサービス向上が期待される。

【参考：構造改革のためのデジタル原則(デジタル臨時行政調査会策定)】

デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

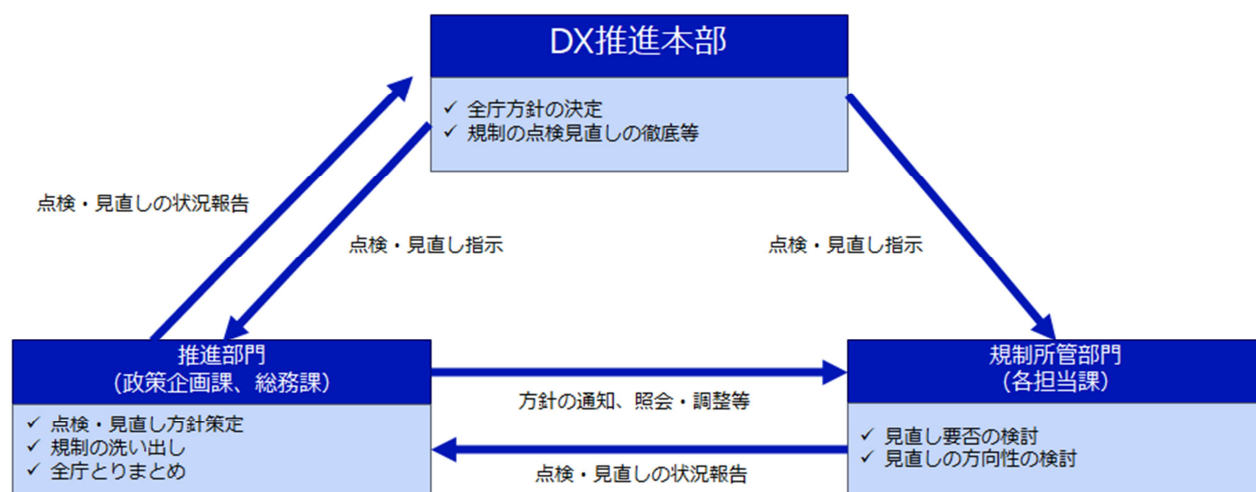
官民連携原則 (GtoBtoC モデル)	公共サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調第1層インフラ達仕様の標準化・共通化を進めること。

3.推進体制

デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直しについては、DX推進本部において全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの指示を行う。

また、政策企画課及び総務課を推進部門として、点検・見直し状況の取りまとめ等を行い、各部課等は、規制所管部門として、条例等に基づく規制の洗い出し、見直しを進めていく。

【推進体制イメージ】



4.点検・見直しの対象範囲

点検・見直し作業については、本市が定める条例等（条例・規則・規定・訓令・要綱・要領・告示）の規定を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令の中から、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定(アナログ行為を求める場合があると解される規定)を対象としていることを踏まえ、条例等の中でも代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象とすることに加えて、手続のオンライン化の妨げになっているとされるF D等の記録媒体を指定する規制に該当する規定を対象とする。

また、当該7項目とF D等の記録媒体を指定する規制に該当する規定以外のものについても、国の動向を踏まえて、必要に応じて点検・見直しを行うこととする。

(代表的なアナログ規制である7項目)

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向等を目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制

定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まる（＝特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。）ことや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任に当たること（１人１現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

（ＦＤ等の記録媒体を指定する規制）

規制項目	規制の内容
ＦＤ（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規制	フロッピーディスク、フレキシブルディスク、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等の個別（特定）の記録媒体の使用を定めている規制

5.点検・確認の進め方

(1)対象となる規制の洗い出し【推進部門】

- ・条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制(代表的な7項目とに該当する規制とFD等の記録媒体を指定する規制)を洗い出す。

- ・日頃の業務を点検し、アナログ的な手法によるものがあれば、その根拠となる条項を洗い出す。

(2)規制根拠の分類【規制所管部門】

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠(国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか、あるいは市の条例等に基づくものか)を分類する。

(3)規制の見直し及び工程表の策定【規制所管部門】

5(1)から(2)までにより、現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性(要否)、見直し時期等を決定し、見直し工程表を策定する。

(4)規制の見直し実施【規制所管部門】

見直し工程表に基づき、条例等の改正を含む見直しを実施する。

6.進行管理

(1)見直しのスケジュール

令和8年度中を目途に一定の見直しを行うが、令和9年度以降においても、5(3)で策定した工程表に沿って計画的に見直しを実施する。

(2)関係各課等における進行管理

関係各課は、5(3)の工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各課長のもと、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握及び管理を行う。

(3)全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し取組推進のため、DX推進本部において定期的に進捗管理等を行う。

【全体スケジュール】

